

株式交換に係る事前開示書面（変更）

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2025 年 12 月 1 日

日野自動車株式会社

2025年12月1日

株式交換に係る事前開示事項の一部変更について

東京都日野市日野台三丁目1番地1
日野自動車株式会社
代表取締役 小木曾 聰

当会社は、2025年10月20日付でARCHION株式会社（旧商号：AIB株式会社、以下「株式交換完全親会社」といいます。）との間で締結した株式交換契約に基づく株式交換に関して、2025年11月14日より会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に基づく株式交換に係る事前開示書面（以下「本事前開示書面」といいます。）の備置きを行っておりますが、株式交換完全親会社が2025年12月1日付で商号変更等の定款変更を行ったことにより、本事前開示書面のうち「3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第2号、第4項）」の「(1) 株式交換完全親会社の定款の定め」に変更が生じましたため、変更後の定款を開示いたします（変更箇所は下線で表示しております。）。

なお、当該定款変更に伴い、本事前開示書面における「AIB」との記載については「ARCHION」と読み替えます。

別添2

ARCHION の定款

[添付のとおり]

ARCHION株式会社 定 款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当会社は、ARCHION株式会社と称し、英文ではARCHION Corporationと表示する。

第2条 (目 的)

当会社は、次の業務を営むことをその目的とする。

1. 会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理する業務
2. 前項に付帯関連する一切の業務

第3条 (本店所在地)

当会社は、本店を東京都品川区に置く。

第4条 (公告方法)

当会社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

第5条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、39億株とする。

第6条 (株券の不発行)

1. 当会社は、その株式に係る株券を発行しない。
2. 株主及び登録株式質権者は、当会社に対し、当該株主又は登録株式質権者についての株主名簿に記載又は記録された事項を記載した書面の交付又は当該事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

第7条 (株式の譲渡制限)

当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を得なければならない。

第8条 (株主に株式等の割当てを受ける権利を与える場合の募集事項等の決定)

当会社は、当会社の発行する株式（処分する自己株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項、株主に対して募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び募集株式又は募集新株予約権の引受けの申込みの期日について、取締役の決定（取締役が2名以上ある場合は取締役の過半数による決定）によって定める。

第9条 (株主等の届出)

1. 株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当会社に、氏名又は名称及び住所を届け出るものとする。
2. 前項に規定されている事項に変更があった場合も同様に届け出るものとする。

第10条 (基準日)

1. 当会社は、毎事業年度終了日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主をもって、

当該事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項及び第25条第1項に規定されている場合に加えて、当会社は、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を定めるために必要な場合には、取締役の決定(取締役が2名以上ある場合は取締役の過半数による決定)により、一定の日(以下、「基準日」という。)を定めて、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者(以下、総称して「基準日株主」という。)をもって、その権利を行使することができる者と/orすることができる。基準日を定める場合には、当会社は、基準日株主が行使することができる権利(基準日から3箇月以内に行使するものに限る。)の内容を定めなければならない。また、当会社は、基準日を定めたときには、当該基準日の2週間前までに、当該基準日及び本項により定めた基準日株主が行使することができる権利の内容を公告しなければならない。

第3章 株主総会

第11条 (株主総会)

株主総会は、法令に規定する事項及び当会社の組織、運営、管理その他当会社に関する一切の事項について決議することができる。

第12条 (株主総会の招集)

1. 定時株主総会は、毎事業年度終了の日の翌日から3箇月以内にこれを招集する。
2. 臨時株主総会は、必要ある場合には、いつでも、これを招集することができる。

第13条 (株主総会の招集権者)

法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会は、取締役の過半数の決定に基づき代表取締役(代表取締役が2名以上ある場合はそのいずれか)がこれを招集する。ただし、代表取締役が(代表取締役が2名以上ある場合はそのいずれも)これを招集することができないときは、取締役の過半数の決定により予め定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

第14条 (株主総会の招集通知)

1. 株主総会の招集通知は、株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下、本条において同じ。)に対し会日の3日(ただし、株主総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間)前までに発する。
2. 特定の株主総会について、株主の全員の同意があるときは、当該特定の株主総会について前項の招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。ただし、当該特定の株主総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、この限りでない。
3. 第1項の招集通知には、法令に定める事項を記載又は記録し、法令の定めに従って書面又は電磁的方法により通知する。

第15条 (株主総会の議長)

株主総会の議長は、代表取締役(代表取締役が2名以上ある場合はそのいずれか)がこれに当たる。ただし、代表取締役が(代表取締役が2名以上ある場合はそのいずれも)議長の職務を行うことができないときは、当該株主総会で議長を選出する。

第16条 (株主総会の決議要件)

法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第17条 (議決権の代理行使)

1. 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。
2. 前項の場合においては、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。ただし、当該株主又は代理人は、当該書面の提出に代えて、法令の定めるところにより、当会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

第18条 (株主総会議事録)

株主総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成して、当会社の本店に備え置く。

第4章 取締役

第19条 (取締役の員数)

当会社の取締役は、1名以上とする。

第20条 (取締役の選任)

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任の決議については、累積投票を行わない。

第21条 (取締役の任期)

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。
2. 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

第22条 (代表取締役)

1. 取締役は、当会社を代表する。
2. 取締役が2名以上ある場合は、株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

第23条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 会計

第24条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

第25条 (剰余金の配当等)

1. 定時株主総会の決議により剰余金の配当を行う場合は、事業年度終了日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主（登録株式質権者を含む。）に対して行う。本項の規定による配当には利息を附さない。
2. 前項に定める場合のほか、当会社は、株主総会の決議により、剰余金の配当を行うことができる。本項の規定による配当には利息を附さない。
3. 配当金がその支払の提供の日から3年以内に株主により受領されなかった場合、当会社はそ

の交付義務を免れる。

第6章 付 則

第26条 (設立に際して発行する株式)

当会社の設立に際して発行する株式の数は1株とし、その発行価額は1株につき1円とする。

第27条 (設立に際して出資される財産の価額又はその最低額)

当会社の設立に際して出資される財産の価額は金1円とする。

第28条 (成立後の資本金及び資本準備金)

当会社の成立後の資本金の額は、金1円とし、資本準備金の額は、金0円とする。

第29条 (設立時取締役等)

当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役： 河野 昌俊

設立時代表取締役： 河野 昌俊

第30条 (最初の事業年度)

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2026年3月31日までとする。

第31条 (設立時の本店所在地)

当会社の設立時の本店所在地は、次のとおりとする。

東京都昭島市武藏野二丁目12番8号

第32条 (発起人の住所、名称、割当てを受ける株式数及びその払込金額)

発起人の住所、名称、発起人が割当てを受ける株式数及びその払込金額は次のとおりである。

住 所： 東京都日野市日野台三丁目1番地1

名 称： 日野自動車株式会社

割当てを受ける株式数： 1株

払込金額： 金1円